



2026年2月10日

各 位

会 社 名	光ビジネスフォーム株式会社
代表者名	代表取締役社長 松本 康宏
(コード)	3948)
問合せ先	取締役管理本部長 岡野 寛
(TEL)	03-3348-1432)

### 株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社株主から本年3月開催予定の第58期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に関し、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の取締役会において本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案株主

提案株主名 : ESG 投資事業組合

保有議決権数 : 5,810 個 (議決権比率 10.8%) (2025 年 12 月 31 日時点)

#### 2. 本株主提案の内容

##### (1) 議題

- ① 剰余金を処分する件
- ② 社外監査役 金光明洋氏解任の件
- ③ 監査役 宮下晃氏解任の件

##### (2) 提案内容及び提案理由

別紙「本株主提案書面」に記載のとおりです。

#### 3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### (1) 剰余金を処分する件

###### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対します。

###### ② 反対の理由

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、将来の成長に向けた事業投資に必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施すること

を基本方針としております。

2025年12月期の業績は、厳しい事業環境が継続する中、期初の予想を下回る見込みで推移しました。しかしながら、このような状況下においても、当社は「資本コストや株価を意識した経営」をより一層推進していく方針です。すでに公表しております中期経営計画では、「2026年度に年間50円の配当」を目指すことを掲げておりましたが、この目標達成を前倒しし、早期に株主価値の向上を図ることが重要であると判断いたしました。この判断に基づき、財務状況およびキャッシュ・フローを総合的に勘案した結果、2025年12月期の期末配当については、中期経営計画の目標水準を踏まえ1株当たり25円に修正（増配）することといたしました。

中期経営計画を2024年2月に公表した後、売上および利益面においては計画の下方修正が続く結果となり、株主の皆様には大変ご心配をおかけしていることと存じます。その主な要因は、中期経営計画に示したWEB開発業務、BPO業務といった新事業分野への取り組みが想定した程度には実績に結びつかなかったものであります。しかしながら、新事業分野の取り組みの中から、WEB開発業務やBPO業務を行う他企業との競合を通じて、新たなビジネス関係の構築や、アウトソーシング・ニーズの掘り起こしに成功し、結果的にコアビジネスである印刷業務やDPP業務の実績に結びつきました。

そのため、2025年10月に公表したとおり、旧高尾工場の現有の建物を解体して新築する方針から、現有の建物を修繕・改修して再利用する方針に変更し、投資規模も当初想定「20億円から25億円」から約5億円に縮小することといたしました。

印刷業界全般においてペーパーレスの動きが加速する中、データプリント業務をコア事業として生き残りを図り、その間に情報セキュリティへの投資や人的資本への投資拡大により堅固なコアビジネスの維持と新規事業の実力を蓄え、不測の事態に対する運転資金を確保することにより、お取引先やサプライヤーの皆様にも安心してご協力いただき、株主の皆様にも継続的に成果を還元するためには現有程度の自己資本は不可欠と考えております。

当社は、株主還元を目的として機動的な自己株式の取得を実施しており、中期経営計画を2024年2月に公表した後、2026年2月3日までに約231千株（発行済株式総数の約3.9%）を取得しております。そして、2025年12月期の期末配当を25円（通期で45円）とすることにより、通期の配当性向は161%（配当総額244百万円）となり、自己株式の取得（通期で総額213百万円）と合わせた総還元性向は301%となります（総還元額457百万円）。また、2024年12月期においても通期で38円の配当及び自己株式の取得（通期で総額26百万円）を実施しており、配当性向は131%（配当総額211百万円）、総還元性向は147%となっております（総還元額238百万円）。このように、2年連続で配当総額は税引後当期純利益を上回る金額となっており、「資本コストや株価を意識した経営」の観点から、株主価値の向上を図るために現時点で可能な最大限の施策であると確信しております。

なお、自己株式の取得は、ROE（自己資本利益率）やEPS（1株当たり純利益）の向上に資するものであり、今後も機動的に実施を検討してまいります。

以上より、「自己資本配当率（DOE）6%」を基準とする本株主提案は、短期的な株主還元には寄与するとしても、当社の株主還元の基本方針および中長期的な成長に不可欠な資金の活用策に合致せず、当社の企業価値及び株主利益の向上を図る観点から、本株主提案にかかる剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断し、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

## (2) 社外監査役 金光明洋氏解任の件

### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対します。

### ② 反対の理由

監査役 金光 明洋 氏（以下「金光監査役」といいます。）は、2024年3月28日開催の第56回定時株主総会にて承認可決されて監査役に就任し、内部監査部門での要職を歴任した経験等を活かし、常勤監査役として業務執行の監査を行っております。また、就任以降開催されたすべての取締役会、監査役会に出席し、豊富な実務経験と企業経営についての専門的知見をもって、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っており、十分にその職責を果たしております。したがって、金光監査役の留任は当社の企業価値向上および株主共同の利益に資するものであると考えます。

なお、本提案株主は、金光監査役の解任理由として、金光監査役が「特定利害関係者」であり、監査役会の独立性が客観的に担保されていないことなどを挙げておりますが、当社と金光監査役との間には、特別の利害関係はありません。また、金光監査役は、東京証券取引所が定める独立性基準にも抵触しておらず、当社は金光監査役を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。加えて、当社は、金光監査役の出身であるみずほ銀行からの借入がないため、同行は「メインバンク」とは言えず、「主要な取引先」にも該当しません。金光監査役の選任議案は、第56回定時株主総会において89.4%の賛成率で承認可決されており、金光監査役の監査役として選任には多くの株主の皆様ご理解も得られているものです。

また、金光監査役が、職務執行上の不正行為や法令または定款に違反する行為を行ったという事実はありません。したがって、金光監査役を解任すべき正当な理由および必要性はありません。

当社取締役会は、以上の理由により、本株主提案に反対いたします。

## (3) 監査役 宮下晃氏解任の件

### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対します。

## ② 反対の理由

監査役 宮下晃 氏（以下「宮下監査役」といいます。）は、2025年3月25日開催の第57回定時株主総会にて承認可決されて監査役に就任し、就任以降開催されたすべての取締役会、監査役会に出席し、業務管理者としての経験や財務・会計に関する幅広い知識をもって、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っており、十分にその職責を果たしております。したがって、宮下監査役の留任は当社の企業価値向上および株主共同の利益に資するものであると考えます。

なお、本提案株主は宮下監査役の解任理由として、宮下監査役が「特定利害関係者」であり、「利害関係に依存しない真に独立した監査体制への刷新を求める」ことなどを挙げておりますが、当社と宮下監査役との間には、特別の利害関係はありません。また、宮下監査役の出身であるNXグループは、当社の「主要な取引先」には該当しません。宮下監査役の選任議案は、第57回定時株主総会において97.6%の賛成率で承認可決されており、宮下監査役の監査役として選任には多くの株主の皆様のご理解も得られているものです。

さらに、宮下監査役が、職務執行上の不正行為や法令または定款に違反する行為を行ったという事実はありません。したがって、宮下監査役を解任すべき正当な理由および必要性はありません。

当社取締役会は、以上の理由により、本株主提案に反対いたします。

## 4. その他

別紙「本株主提案書面」にあるとおり、本提案株主は「提案する議題」として次の6項目を提案されています。

- 「(1) 剰余金を処分する件
- (2) 社外取締役 小河満美子氏選任反対の件
- (3) 社外監査役 金光明洋氏解任の件
- (4) 監査役 山内政幸氏選任反対の件
- (5) 監査役 田端達氏選任反対の件
- (6) 監査役 宮下晃氏解任の件」

このうち、(1) につきましては、取締役会が提案する剰余金配当議案とは別の議案として上程いたします。(2) につきましては、取締役会は本定時株主総会において社外取締役小河満美子氏の再任議案を上程いたしますので、当該議案に対する反対意見の表明として取り扱い、議案としては上程しないことといたします。(3) および (6) につきましては、在任期間中の監査役2名の解任に関する別個の議題に係る議案として上程いたします。(4) および (5) につきましては、監査役山内政幸氏および監査役田端達氏が本定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任予定であることから、議案として上程しないことといたします。

以 上

2 0 2 6 年 1 月 2 6 日

〒 1 6 3 - 0 2 6 1  
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 2 - 6 - 1  
新 宿 住 友 ビ ル 2 2 階  
光 ビ ジ ネ ス フ ォ ー ム 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 松 本 康 宏 殿

〒 1 0 8 - 0 0 1 4  
東 京 都 港 区 芝 5 - 3 2 - 1 2  
E S G 投 資 事 業 組 合  
業 務 執 行 組 合 員  
B e B r a v e 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 泉 田 和 人

E S G 投 資 事 業 組 合 ( 以 下 「 提 案 者 」 と い  
い ます 。 ) は 、 光 ビ ジ ネ ス フ ォ ー ム 株 式 会 社  
( 以 下 「 当 社 」 と い い ます 。 ) の 議 決 権 を 3  
0 0 個 以 上 6 か 月 前 か ら 引 き 続 き 保 有 し て  
い ます 。 提 案 者 は 、 会 社 法 3 0 3 条 2 項 及  
び 3 0 5 条 1 項 に 基 づ き 、 本 書 を も っ て 、  
下 記 の 通 り 、 提 案 す る 議 題 を 当 社 の 第 5 7  
期 定 時 株 主 総 会 の 目 的 と す る こ と 、 並 び に  
提 案 す る 議 題 、 提 案 の 内 容 及 び 提 案 の 理 由  
を 株 主 総 会 招 集 の 通 知 及 び 添 付 の 参 考 書 類  
に 記 載 す る こ と を 請 求 し ます 。

## 記

### 提案する議題

- ( 1 ) 剰余金を処分する件
- ( 2 ) 社外取締役小河満美子氏選任反対の件
- ( 3 ) 社外監査役金光明洋氏解任の件
- ( 4 ) 監査役山内政幸氏選任反対の件
- ( 5 ) 監査役田端達氏選任反対の件
- ( 6 ) 監査役宮下晃氏解任の件

### 議案の要領及び提案の理由

- ( 1 ) 剰余金を処分する件

#### ア 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。

#### ・ 配当財産の種類

#### 金銭

・ 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

1 株当たりにつき、以下の①または②のい

ずれか高い方の金額とする。① 金 1 0 2 円 ② 2 0 2 5 年 1 2 月 末 日 時 点 の 純 資 産 合 計 額 に 6 % を 乗 じ た 金 額 ( 配 当 総 額 ) を 、 同 日 現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 ( 自 己 株 式 を 除 く ) で 除 し た 金 額 ( 1 円 未 満 切 り 捨 て )  
た だ し 、 本 定 時 株 主 総 会 に お い て 当 社 取 締 役 会 が 提 案 す る 剰 余 金 配 当 議 案 が 可 決 さ れ た 場 合 は 、 当 該 決 議 に よ り 支 払 わ れ る 配 当 金 額 を 上 記 金 額 か ら 控 除 し た 残 額 を 、 取 締 役 会 提 案 に よ る 配 当 金 に 上 乗 せ し て 配 当 す る も の と す る 。

・ 剰 余 金 の 配 当 の 効 力 が 生 じ る 日

定 時 株 主 総 会 の 日 の 翌 営 業 日

・ 配 当 金 支 払 開 始 日

定 時 株 主 総 会 の 日 の 翌 営 業 日 か ら 起 算 し て 、 3 週 間 後 の 日

イ 提 案 の 理 由

当 社 が 2 0 2 5 年 2 月 に 修 正 公 表 し た 中 期 経 営 計 画 に お い て 掲 げ る 「 資 本 コ ス ト や 株 価 を 意 識 し た 経 営 」 を 形 式 的 な 宣 言 に 終 わ ら せ る こ と な く 、 実 効 性 を 担 保 し 、 確 実 な 遂 行 を 期 す る た め 、 以 下 の 通 り 自 己 資 本 配 当 率 ( D O E ) 6 % を 基 準 と し た 配 当 を 提 案 す る 。

① 投資効率の検証と再投資規律の再確立

直近の2025年12月期第3四半期決算によれば、既存の印刷関連およびDPP事業が堅調に推移する一方で、成長分野と位置づけられたWEB事業（前年同期比50.0%減）およびBPO事業（同37.7%減）は大幅な減収に沈んでいる。これら成長分野の将来性を考慮したとしても、現状の大幅な減収は、再投資された資本が収益を生むことなく毀損されている。株主資本コスト（約5%）を意識した経営を行えば、再投資は少なくともこの最低限充足すべき収益水準を上回る収益を生む確証が必要不可欠であり、現状の投資効率の低迷は早急に是正されなければならない。

② 過剰な自己資本による経営の緊張感欠如の是正

当社の自己資本比率80%という水準は極めて過剰であり、低利な負債による資本コスト低減のメリットを悉く放棄している。また、潤沢な内部留保が経営のセーフティネットとして機能しすぎた結果、成長分野における甘い事業見通しや不徹底な施策が放置されるという、経営の規律緩慢を招いていることは明白である。DOE6%の導

入により自己資本を適正化し、経営陣に対し「配当利回りを上回る収益を確保すべきである」という健全な緊張感をもたらすべきである。

### ③ 成長投資と高水準還元の両立性

新拠点建設等に約25～30億円を投じる計画があるものの、当社の現預金水準および自己資本の厚みに鑑みれば、当該投資を実行した上でもD O E 6%水準の配当を実施する財務的余力は十二分に存在する。

### ④ 中長期的な企業価値および経営権の防衛

高水準な還元方針の明文化は、市場評価を高め、P B R 1倍割れに伴う外部からの買収リスクを低減させるための、独立した経営体制を守る合理的かつ不可避な防衛策である。

### (2) 社外取締役小河満美子氏選任反対の件

#### ア 議案の要領

本定時株主総会において、会社側が小河満美子氏を取締役候補者として提案した場合、同氏を取締役として選任しない（再任

案を否決することを目指す。

#### イ 提案の理由

##### ① 執行と監督の分離不全による構造的機能不全

現在、当社の執行側（専務大宮氏、取締役岡野氏）と監督側（小河氏）の双方がみずほグループ出身者で占められている。同一の組織文化を共有する出身者が「執行」と「監督」の双方に配置されることは、心理的・組織的な付度を誘発し、経営陣に対する緊張感ある監督機能を構造的に無効化させている。

##### ② 独立性の外観喪失による市場対話能力の構造的不全

取締役会の独立性は、客観的に独立して見える「外観」そのものが資本市場における信頼の基礎である。然るに、特定出身母体による「執行と監督の独占」を放置する現状は市場の信認を根本から破壊しており、この「信認の欠如」こそが、長期にわたるPBR1倍割れという市場の拒絶を招いている真因である。

( 3 ) 社 外 監 査 役 金 光 明 洋 氏 解 任 の 件

ア 議 案 の 要 領

社 外 監 査 役 金 光 明 洋 氏 を 解 任 す る 。

イ 提 案 の 理 由

① 特 定 利 害 関 係 者 に よ る 監 査 役 会 の 独 占  
と 構 造 的 欠 陥

当 社 の 監 査 役 会 は 、 全 員 が メ イ ン バ ン ク 、  
主 幹 事 証 券 、 特 定 取 引 先 の 出 身 者 、 あ る い  
は 社 内 出 身 者 で 固 め ら れ て い る 。 こ の よ う  
な 「 利 害 関 係 者 に よ る 監 視 枠 の 独 占 」 は 、  
執 行 側 と の 心 理 的 距 離 を 消 失 さ せ 、 経 営 陣  
に 対 す る 峻 烈 な 是 正 勧 告 を 構 造 的 に 困 難 に  
し て い る 。

② 監 査 の 独 立 性 の 外 観 喪 失 に よ る 市 場 対  
話 能 力 の 構 造 的 不 全

独 立 し た 検 証 能 力 と い う 「 外 観 」 は 、 株 主  
と の 建 設 的 な 対 話 を 成 立 さ せ る た め の 不 可  
欠 な 前 提 条 件 で あ る 。 然 る に 、 監 査 役 会 の  
独 立 性 が 客 観 的 に 担 保 さ れ て い な い 現 状 で  
は 、 経 営 陣 が い か に 意 欲 的 な 事 業 計 画 を 語  
ろ う と も 、 そ の 内 容 を 「 利 害 関 係 の な い 立  
場 か ら 適 正 と 認 め た 証 左 」 が 存 在 し な い 。  
こ の 信 認 の 欠 如 こ そ が 、 長 期 に わ た る P B

R 1 倍割れという市場の拒絶を招いている真因である。市場からの信頼を回復し、経営説明の正当性を担保するためには、既存の構造を打破し、体制を根本から刷新する必要がある。

( 4 ) 監査役 山内政幸氏選任反対の件

ア 議案の要領

本定時株主総会において、会社側が山内政幸氏を監査役候補者として提案した場合、同氏を監査役として選任しない（再任案を否決する）ことを求める。

イ 提案の理由

① 重層的な利害関係および「自己監査」による監視機能の形骸化  
山内氏は富士銀行出身であると同時に、当社元専務という執行側の責任者であった人物である。「執行の当事者」が退任後に「監査役」へ転じることは、自らが関与した経営判断を自ら検証するという「自己監査」の弊害を招き、客観的な是正勧告を構造的に不可能にするものである。実際、同氏は10年以上にわたり監査役の地位にあるが、自らが専務として関与した期間を含む長期の低収益体制に対し、独立した立場か

ら経営の軌道修正を促すような、実効性のある是正勧告を行った形跡は皆無である。

② 独立性の外観不備に伴う経営説明の客観的担保の喪失

特定金融グループ出身かつ社内重鎮という属性を併せ持つ同氏の存在は、監査の独立性という外観を著しく損なっている。このような体制下での監査結果は、市場から「身内による追認」とみなされるに過ぎず、経営説明の客観的担保を根底から失わせている。

( 5 ) 監査役 田端達氏選任反対の件

ア 議案の要領

本定時株主総会において、会社側が田端達氏を監査役候補者として提案した場合、同氏を監査役として選任しない（再任案を否決する）ことを求める。

イ 提案の理由

① 特定利害関係者による監視体制の偏重の是正

田端氏は当社の主幹事証券である大和証券グループ出身であり、他の利害関係組織（メ

インバンク・特定取引先等)出身の監査役らと共に、当社の監視枠を特定グループのみで占有する構造の一翼を担っている。一般株主の視点を完全に排除する「異常な同質性」を解消し、真に独立した専門家を招聘し得る開かれたガバナンス体制を構築するため、同氏の再任に反対する。

## ② 資本市場の視点による是正勧告機能の形骸化

資本市場に精通した歴史を持ちながら、長期にわたるPBR1倍割れや成長分野における失策に対し、独立した立場から経営の軌道を正すような、実効性のある是正勧告を行ってきた形跡は皆無である。市場の信頼というガバナンスの基礎が失われている現状において、専門性を経営監視に反映できていない同氏に、引き続き監査を委ねる合理的理由は存在しない。

## (6) 監査役 宮下晃氏解任の件

### ア 議案の要領

監査役 宮下晃氏を解任する。

### イ 提案の理由

#### ① 特定利害関係者による監査役ポストの

8.1.26  
12-18

慣例的な占有

宮下氏は、当社の特定取引先であるNXグループ出身である。みずほ、大和、NXと当社を取り巻く利害関係組織の出身者のみで監査役会を構成する人選は、監視機能を「特定グループ間の互助的な指定席」へと変質させるものである。このような、客観的な独立性よりも特定勢力との関係維持を優先したポストの私物化は容認できない。

② 体制刷新の意思の欠如と説明責任の放棄

ガバナンス正常化が喫緊の課題である中で、敢えて別の利害関係者を監査役会に招き入れる経営判断は、取締役会が「独立性の外観」という市場信頼の基礎を意図的に無視している証左である。構造的不全を永続させるこの人選を拒絶し、利害関係に依存しない真に独立した監査体制への刷新を求めらる。

この郵便物は令和 8年 / 月26日  
第92541号書留内容証明郵便物として  
差し出されたことを証明します。  
日本郵便株式会社

日本郵便株式会社  
8.1.26  
12-18

郵便認証司  
8.1.26



日本郵政 日本郵政のこの  
アジヤ内閣印紙内容留書券「R128」は  
。モまじ印紙さるこさおち出じ議  
書会友料則應本日

速達

速達

日本郵便  
NIPPON  
★1310  
麻布台ヒルズ  
AZABUDAIHILLS  
通用当日限り  
★08★  
26.01.26

〒163-0261  
東京都新宿区西新宿2-6-1  
新宿住友ビル22階

光ビジネスフォーム株式会社  
代表取締役社長 松本康宏 殿

配達証明

配達証明

157-01-92541-1

〒108-0014

東京都港区芝5-32-12  
ESG投資事業組合  
業務執行組合員  
Be Brave株式会社  
代表取締役 泉田 和人